

議案第24号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、習志野市税条例等の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 市民税関係

(1) 住宅ローン減税の延長

個人市民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の対象期限を延長します。

現 行	改正後
平成29年12月31日まで	平成31年6月30日まで

(2) ふるさと納税の申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例制度[※]」の創設）

都道府県・市区町村に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告手続について、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設します。

※ 確定申告を行わない給与所得者等が、ふるさと納税を行う場合、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる制度。

(3) 法人市民税均等割に係る税率区分の基準の見直し

法人市民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を調整する措置を講じます。

2 固定資産税（土地）関係

(1) 固定資産税（都市計画税を含む。）に係る急激な税負担の上昇を抑制するための「負担調整措置」を平成29年度まで継続します。

(2) 評価額の据え置き年度においても、土地価格の下落状況を反映し、評価額を修正することができる「下落修正措置」を平成29年度まで継続します。

3 固定資産税（家屋）関係

次のように固定資産税額の減額措置（わがまち特例）を設けます。

対象資産	減額割合	適用期間
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	3分の2	平成29年3月31日まで に新築されたもの

4 軽自動車税関係

(1) 車体課税の見直し

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車で取得される軽自動車（四輪等）で、環境負荷の小さいものにつき、次のように平成28年度分の軽自動車税を軽減します。

対象資産	軽減率
電気自動車及び天然ガス自動車	概ね75%
ガソリン車のうち ①平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良い乗用車 ②平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い貨物車	概ね50%
ガソリン車のうち ①平成32年度燃費基準を満たす乗用車 ②平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い貨物車	概ね25%

(2) 原動機付自転車等の税額引上げの延期

平成27年度分以降に適用となっていた原動機付自転車等の税額の引上げにつき、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以降に適用します。

(専決処分日)

平成27年3月31日

(施行期日)

平成27年4月1日（軽自動車税関係の(2)については、平成27年3月31日)